



報道関係者 各位

令和5年3月17日

【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

室長 角井 伸一

室長補佐 野々部 恵美子

賃金第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線7656,7634)

(直通電話) 03(3595)3147

「令和4年賃金構造基本統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和4年賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年6月分の賃金等について7月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された78,589事業所のうち有効回答を得た55,427事業所から、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(48,371事業所)について集計したものです。

<調査結果のポイント>

- 1 一般労働者(短時間労働者以外の常用労働者)の賃金(月額)^(注1)

男女計	311,800円	(前年比1.4%増)	(年齢43.7歳、勤続年数12.3年)
男性	342,000円	(同 1.4%増)	(年齢44.5歳、勤続年数13.7年)
女性	258,900円	(同 2.1%増)	(年齢42.3歳、勤続年数9.8年)

※ 男女間賃金格差(男=100)75.7(前年差0.5ポイント上昇) 【6頁・第1表、7頁・第2表】
- 2 短時間労働者^(注2)の賃金(1時間あたり)^(注1)

男女計	1,367円	(前年比1.2%減)	(年齢46.3歳、勤続年数6.5年)
男性	1,624円	(同 0.4%減)	(年齢43.9歳、勤続年数5.6年)
女性	1,270円	(同 1.6%減)	(年齢47.2歳、勤続年数6.9年)

 【16頁・第10表】

(注1) 6月分として支払われた所定内給与額の平均値(1は月額、2は時間額)。

(注2) 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない常用労働者をいう。

詳細は、別添概況をご覧ください。